

## 平成26年第5回那珂川町議会定例会

### 議事日程(第3号)

平成26年9月8日(月曜日)午前10時開議

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率について<br>(町長提出)                      |
| 日程第 2 | 議案第 1号 | 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について<br>(町長提出)                     |
| 日程第 3 | 議案第 2号 | 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について<br>(町長提出)                     |
| 日程第 4 | 議案第 3号 | 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について<br>(町長提出)                     |
| 日程第 5 | 議案第 4号 | 那珂川町教育委員会委員の任命同意について<br>(町長提出)                           |
| 日程第 6 | 議案第 5号 | 那珂川町職員の配偶者同行林業に関する条例の制定について<br>(町長提出)                    |
| 日程第 7 | 議案第 6号 | 那珂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について<br>(町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第 7号 | 那珂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について<br>(町長提出)      |
| 日程第 9 | 議案第 8号 | 那珂川町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について<br>(町長提出)          |
| 日程第10 | 議案第 9号 | 那珂川町ケーブルテレビ施設条例の一部改正について<br>(町長提出)                       |
| 日程第11 | 議案第10号 | 那珂川町職員の修学部分休業に関する条例の一部改正について<br>(町長提出)                   |
| 日程第12 | 議案第11号 | 那珂川町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について<br>(町長提出)                  |
| 日程第13 | 議案第12号 | 那珂川町税条例の一部改正について<br>(町長提出)                               |
| 日程第14 | 議案第13号 | 平成26年度那珂川町一般会計補正予算の議決について                                |

- (町長提出)
- 日程第15 議案第14号 平成26年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第16 議案第15号 平成26年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第17 議案第16号 平成26年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第18 議案第17号 平成26年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第19 議案第18号 平成26年度ケーブルテレビ機器更新業務委託契約の締結について (町長提出)
- 日程第20 議案第19号 那珂川町新町建設計画の変更について (町長提出)
- 日程第21 議案第20号 那珂川町過疎地域自立促進計画の変更について (町長提出)
- 日程第22 議案第21号 平成25年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分について (町長提出)
- 日程第23 認定第1号 平成25年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第24 認定第2号 平成25年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第25 認定第3号 平成25年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第26 認定第4号 平成25年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第27 認定第5号 平成25年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第28 認定第6号 平成25年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第29 認定第7号 平成25年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第30 認定第8号 平成25年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

について

(町長提出)

認定第31 認定第 9号 平成25年度那珂川町水道事業決算の認定について (町長提出)

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員 (15名)

1番	鈴木 繁 君	2番	阿部 健 君
3番	石川 和美 君	4番	佐藤 信親 君
5番	益子 輝夫 君	6番	大森 富夫 君
7番	塚田 秀知 君	8番	益子 明美 君
9番	岩村 文郎 君	10番	川上 要一 君
11番	阿久津 武之 君	12番	橋本 操 君
13番	石田 彬良 君	14番	小川 洋一 君
15番	大金 市美 君		

### 欠席議員 (なし)

---

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福島 泰夫 君	副 町 長	佐藤 良美 君
教 育 長	小川 成一 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	塚原 富太 君
総 務 課 長	益子 実 君	企 画 財 政 課 長	佐藤 美彦 君
税 務 課 長	小室 金代志 君	住 民 生 活 課 長	橋本 民夫 君
環 境 総 合 推 進 室 長	鈴木 雄一 君	健 康 福 祉 課 長	小川 一好 君
建 設 課 長	山本 勇 君	農 林 振 興 課 長	星 康美 君
商 工 観 光 課 長	大金 清 君	総 合 窓 口 課 長	薄井 健一 君
上 下 水 道 課 長	秋元 彦丈 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	鈴木 真也 君
学 校 教 育 課 長	長谷川 幸子 君	生 涯 学 習 課 長	穴山 喜一郎 君
代 表 監 査 委 員	岡 洋一 君		

---

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	板橋了寿	書	記	岩村房行
書記	加藤啓子	書	記	藤田善久

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（大安市美君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（大安市美君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

---

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（大安市美君） 日程第1、報告第1号 平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

本件について、報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆さん、おはようございます。

昨日は敬老会、ふれあい祭等、各種イベント等ご参加をいただきましてありがとうございます。

ただいま上程されました報告第1号 平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成25年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見をつけて、議会に報告するものであります。

平成25年度決算に基づき算定されました健全化判断比率及び資金不足比率とも、国の基準

以下となり前年度数値を下回ることとなりました。健全化法上においても指数が好転し、健全段階と判断されておりますが、今後とも行財政改革の継続的な推進を図り、健全財政の運営に努めてまいりたいと考えております。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 補足説明を申し上げます。

1の健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、普通会計を初め全ての会計において実質赤字を生じていないため、当該数値は該当なしとなっております。実質公債費比率につきましては、標準財政規模に対する実質的な公債費の比率を3カ年の平均であらわしたものでありまして、平成24年度の9.1%に対し、平成25年度は8.8%となりました。今後は新庁舎整備事業や消防庁舎整備事業負担金など多額の起債や基金取り崩しをすることになりますので、指標は後退していくことが予想されますが、早期健全化基準内での財政運営に努めてまいります。

次に、将来負担比率であります。標準財政規模における一般会計や各特別会計についての地方債や職員の退職手当支給予定額等、将来負担しなければならない負債の比率であります。実質公債費比率と同様に交付税に算入される地方債や将来負担する額に財政調整基金や地域振興基金などの基金を充当可能なものとして控除して算出した比率であります。平成25年度は昨年度に引き続き、将来負担額を充当可能財源等が上回ったため当該数値は該当なしとなりました。

続きまして、2の資金不足比率につきましては、各会計の事業の規模における資金不足の比率をあらわすもので、水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計とも資金不足額は生じていませんので、当該数値は該当なしとなっております。

3の監査委員の意見につきましては、別紙をごらんいただきたいと思います。

以上で、平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率についての補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 一つは実質公債費比率でございますけれども、8.8%として示されて

おります。しかし、この算出額が記載されておりますけれども、どういうふうに計算され、3年間の平均値を出すということでもありますけれども、その実額についてお示しをしていただきたいというふうに思います。

2点目もそういうことなんですけれども、将来負担比率について、負担額及び充当可能額、この実額についてお示しをしていただきたいというふうに思います。

その前提となります標準財政規模、この実額をお示しいただきたいと思います。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） それでは、ご質問の1点目についてお答えをいたします。

実質公債費比率ですが、ご指摘のように3カ年の平均という数字になっております。単年度でいきますと平成23年度、9.30、平成24年度、8.58、平成25年度、8.71ということで、この平均値で8.8ということになっております。

それから、将来負担比率につきましては単年度計算でございますので、分子、分母ということでご指摘ですのでお答えをしたいと思います。

分子となります将来負担額なんですけど、先ほどもお話ししましたように基金とか充当できる財源を引いた額ということで、マイナス7億7,196万2,000円、分母となります金額、こちらが50億6,423万4,000円。計算しますとマイナスになってしまうんですが、マイナス15.2という数字になります。

以上です。

○議長（大金市美君） ちょっとマイクが入らないものですから休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時15分

○議長（大金市美君） それでは、再開いたします。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） それで、こういう結果で比較的健全な運営がなされているというような指標が示されたんだと思いますけれども、そういう指標を示された上で、監査委員の方の意見としては特別指摘することは特にないというようなことの結論ですけれども、この指標は近隣市町村との比較というような関係で見まして、とりわけ公債費比率が8.8%につつま

しては、その点で特に公債費比率についてどんな感じを持っているか伺っておきたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） すみません、資料がちょっと古くなってしまおうんですが、平成23年度決算の県内状況ですが、この時点で26市町村ございました。実質公債費比率は15位でございます。将来負担比率は26市町村中7位でありました。

以上です。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） そういう順位ということで見ましても、特別悪いというふうな、そういう感じはないということだね。そういうことですね。わかりました。終わります。

○議長（大金市美君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告第1号を終わります。

---

### ◎議案第1号～議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第2、議案第1号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、日程第3、議案第2号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、日程第4、議案第3号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第1号から議案第3号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員は、地方税法第423条第3項及び那珂川町税条例第78条の規定により、議会の同意を得て町長が選任すると定められております。

現在、固定資産評価審査委員会委員としてご活躍いただいております、秋元正吾氏、荒井



照通氏、小幡一美氏の3名は本年11月27日をもって3年間の任期満了となりますので、引き続き2名の委員と新たな委員として1名を選任いたしたく、議会の同意をいただくものがあります。

議案第1号の秋元正吾氏及び議案第2号の小幡一美氏につきましては、引き続きお願いいたしたく推薦申し上げる次第であります。

議案第3号につきましては、荒井照通氏に再任を要請いたしましたが、辞退したい旨の申し出がありましたので、新たに藤田 洋氏を推薦申し上げる次第であります。

藤田 洋氏につきましては、元那須南農業協同組合職員で、現在は米の需給調整などを取りまとめております那珂川町農業再生協議会において、水田農業等の活性化に尽力いただいております。地域におかれましても人望も厚く、人格識見ともに申し分のない方です。

議会のご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第1号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大田市美君） 日程第5、議案第4号 那珂川町教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第4号 那珂川町教育委員会委員の任命同意につきまして提案理由の説明を申し上げます。

このたび、那珂川町教育委員会委員として町教育の振興にご尽力をいただいております青柳久子氏が本年11月28日をもって任期満了となります。

青柳委員におかれましては、平成18年11月から2期8年間、町教育委員会委員として教育行政の発展のためにご尽力をいただいております、この場をおかりいたしまして深く感謝と敬意を表する次第でございます。

つきましては、慎重に人選を進めてまいりました結果、後任者として眞保真弓氏を那珂川町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

眞保氏は那珂川町小川在住で、町民生委員、児童委員としてご協力をいただいているところであります。那珂川町教育委員会委員として、人格識見ともに適任者であり、提案いたすものであります。

参考までに、現在の町教育委員は平塚正一郎氏、高田榮順氏、荒川裕子氏、そして教育長の小川成一氏と、今回任期満了となります青柳久子氏の5名の委員であります。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 那珂川町教育委員会委員の任命同意については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第6、議案第5号 那珂川町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

配偶者同行休業制度は、地方公務員法の一部を改正する法律によって新たに認められたも

のです。職員の継続的な勤務を促進するため、職員の配偶者が外国で勤務等をする場合において、配偶者と生活をともにすることを可能とする制度が創設されたことから、同制度を導入するため条例を制定するものであります。

これは、職員が退職することなく外国に居住する配偶者とともに暮らすことを認めることによって、女性の採用、登用の促進と男女の仕事と子育ての両立を支援しようとする目的から認められた休業制度であります。

なお、職員はこの休業期間中は職員としての身分は保有いたしますが、給与は支給されないこととなります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明申し上げますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（益子 実君） それでは、条文ごとに補足説明を申し上げます。

第1条、趣旨は当該条例の目的について定めたもの。第2条、配偶者同行休業の承認は、任命権者は、職員が配偶者同行休業を申請した場合において承認する条件について定めたもの。第3条、配偶者同行休業の期間は、配偶者同行休業の期間の上限を3年とするもの。第4条、配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由は、配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由について定めたもの。第5条、配偶者同行休業の承認の申請は、申請の際は配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者の外国への滞在事由を明らかにしなければならないことを定めたもの。第6条、配偶者同行休業の期間の延長は、配偶者同行休業を3年を超えない範囲で延長申請ができることを定めたもの。第7条、配偶者同行休業の承認の取消事由は、配偶者同行休業の承認の取消事由として、配偶者が外国に滞在しないこととなったことなどを定めたもの。

第8条、配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用は、配偶者同行休業期間内において任期付採用、または臨時的任用を行うことができることについて定めたもの。第9条、職務復帰後における号給の調整は、配偶者同行休業をした職員が復職時に他の職員との均衡上必要があると認められる場合においては号給の調整をすることができることを定めたもの。第10条、委任は、この条例の施行に関し必要な事項を別に定めることとするものです。

また、附則において、第1項は、この条例の施行日について定めたもの。第2項の那珂川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例について、第3項の那珂川町職員の育児休業等に関する条例、第4項の那珂川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例は、地

方公務員法の一部改正による職員の配偶者同行休業制度を導入するための条項の修正及び追加事項であります。

以上です。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 那珂川町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号～議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第7、議案第6号 那珂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第8、議案第7号 那珂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第9、議案第8号 那珂川町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第6号 那珂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第7号 那珂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第8号 那珂川町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

今回の制定は、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度本格的スタートに向けて、平成24年8月に公布されました、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により改正された児童福祉法により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、並びに放課後児童健全育成事業及び地域型保育事業の設備及び運営に関する基準について、新たに各自治体の条例で規定することとされたことに伴うものでございます。

条例の内容は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準並びに放課後児童健全育成事業及び地域型保育事業の設備及び運営に関する基準について、おのおの子ども・子育て支援法及び児童福祉法の規定に基づき定めるものであります。

内容の詳細につきましては担当課長に説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 補足説明をいたします。

参考資料をごらんください。

まず、条例の説明に入る前に、子ども・子育て新制度の概要について説明いたします。

新制度は質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、待機児童の解消及び地域保育の支援による保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を目的に、市町村が実施主体となって取り組むこととなっております。新制度では現行の認可幼稚園や認定こども園、認可保育所は教育・保育施設と位置づけられ、これらの施設を通じた共通の給付として施設型給付と、従来独自に運営されてきた家庭的保育や事業所内保育、認可外保育施設に新たに設けられた小規模保育を加えた地域型保育事業への給付として、地域型保育給付が創設されました。

また、介護保険制度の要介護認定に準じた保育の必要性を認定する支給認定制度が導入され、認定を受けた子供を保育するための供給体制の確保が義務化されるなど、子育て支援の

総合的な取り組みが行われます。

次に、各条例の内容を説明いたします。

2ページをごらんください。

那珂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は53条に及びますので、各章ごとの要旨を説明し、逐条の説明は省かせていただきます。

第1章総則は子ども・子育て支援法による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を規定することの趣旨、用語の意義、特定教育・保育施設等に係る一般原則を定めたものです。

第2章は特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めたもの、第3章は特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めたものです。第3章中38条から49条までは特定地域型保育事業における第2章の第5条から第34条までの同様の基準を定めたものですので、説明を省かせていただきます。対比してごらんください。第2章、第1節、第4条は利用定員について施設ごとに認定区分によって定員を定めたものです。

3ページをごらんください。

第2節、第5条から第34条は、特定教育・保育の提供の内容や手続の説明、同意や応諾義務、取扱方針、評価等、相談、支援や緊急時の対応について。

4ページをごらんください。

運営規定や勤務体制の確保、定員の遵守や平等の原則、秘密保持や情報提供等、苦情の解決や地域との連携、事故防止、対策等について。

5ページをごらんください。

会計の区分や記録の整備等、運営に関する基準等について定めたものです。

条文が飛びますが、第50条については特定地域型保育事業において、特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用することを定めたものです。

第2章、第3節、35条、36条は特例施設型給付費に関する基準について定めたものです。

第3章、第3節、51条、52条は特定地域型保育給付費に関する基準について定めたものです。

第4章雑則は、委任事項について定めたものです。

附則第1条は、この条例の施行期日を定めたもの、第2条は、特定保育に関する特例を定めたもの、第3条から第5条は経過措置を定めたものです。

6ページをごらんください。

次に、議案第7号 那珂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例について説明します。

この条例は、いわゆる放課後児童クラブの設備及び運営基準について規定したもので、第1条から第8条は放課後児童健全育成事業の基準を規定することの趣旨、最低基準の目的、事業に係る一般原則、非常災害対策、職員の一般的要件等を定めたものです。

第9条は、専用区画の面積を児童一人当たり1.65平方メートル以上とするなど、設備の基準を定めたものです。

第10条は、支援員を事業所ごとに2名以上配置することなど、職員の配置と資格要件を定めたものです。

7ページをごらんください。

第11条から第17条は、平等の原則や虐待の禁止、衛生管理、運営規程の制定や帳簿の整備など、事業運営に係る基準を定めたものです。

第18条は、開所時間を小学校の授業休業日は8時間以上、それ以外は3時間以上とし、開所日数を年間250日以上と定めたもの、第19条から第21条は、保護者との連携や関係機関との連携、事故発生時の対応について定めたもの。

第22条は、委任規定を定めたものです。

附則第1条は、この条例の施行期日を定めたもの、第2条は、職員の経過措置を定めたものです。

8ページをごらんください。

次のページです。

次に、那珂川町地域型保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の内容について説明いたします。

本条例も49条に及びますので、各章ごとの要旨を説明し、逐条の説明を省かせていただきます。

第1章は総則で、第1条から第21条において、地域型保育事業の基準を規定することの趣旨や最低基準の目的、事業者に対する一般原則や非常災害対策、職員の一般要件や平等の原則等について。

次のページをごらんください。

衛生管理や食事の提供に係る基本的事項、健康診断や運営規程、帳簿の整備や秘密保持、苦情対策等について定めております。



第2章は家庭的保育事業で、第22条から第25条は、設備の基準、職員の資格要件、配置基準、保育時間や保育内容について定めています。

次のページをごらんください。

第26条は、保護者との連絡について定めております。

第3章は小規模保育事業で、第27条から第36条において、小規模保育事業の区分をA型、B型、C型とすること及び各区分における設備の基準や職員の配置、準用基準について定めています。

第4章は、居宅訪問型保育事業で、第37条から第41条において、事業の内容や設備、備品、職員、連携施設、準用規定を定めています。

次のページをごらんください。

第5章は事業所内保育事業で、第42条から第48条において、利用定員の設定や保育所型事業所内保育事業及び小規模型事業所内保育事業における設備基準、職員の資格及び配置、連携施設に関する特例や準用規定について定めています。

次のページをごらんください。

第6章は雑則で、委任規定を定めています。

附則第1条は、施行期日を定めており、第2条は食事の提供、第3条は連携施設、第4条は小規模保育事業B型における職員資格、第5条は小規模保育事業C型における利用定員に関するおのおのの経過措置を定めています。

以上で、提案理由の補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 新しい制度設計がこういうふうに委ねられるわけですがけれども、問題はこういうふうに制度が一新されても、実際に稼働する場合に、町が運営していくということでやっていった場合に、国や県の財政的な支援はこういうふうになるかということが町にとっては財政上非常に重大な問題になるかと思うんです。認定こども園の問題でも何で実施できないのかということで大きな支障があるのがその問題だと思うんです。そこで、財政措置はこういうふうになるのかということをお聞きします。

それから、そういうことで実際運営していく場合、それが足らなければ町が持ち出しにな

るわけですね。この持ち出しは当然町の負担になるんですけども、そういう困難性が伴うときに、今の状況からすると子供がふえていくような状況にないので、児童クラブなんかも定員未満でなっていくんだけど、目的が子育て支援であるにもかかわらず子供は少なくなっていくって、方向と実態が逆行するような形になっていて、そこを子供がふえるような方策としてこの制度も生かしていかななくてはならないと思うんです。だから、町としてはこれを本当に有効に制度設計ができたならば、実施も有効にしていかななくてはならないので、その検討はどういうふうに内容の充実を、最低基準を超えればいいんだという、その最低のところではなくて、この町でこの制度によって、この地域でもって子供が育つよい環境にしていかなくてはならない、そういう、今以上に町はこの制度でもってどういうふうによくなっていくか、こういう見通しはどういうふうになっているか伺っておきたいと思います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） まず1点目の財政支援でございますが、これは、今回議員のおっしゃるように制度設計でございます。町の現在行っている施設に限定いたしますれば、いわゆる町営の事業に関しましては財政の支援はございません。幼稚園・保育園につきましては町のほうの予算によって運営しているということでございます。ただし、この中で今回出てくる放課後児童クラブにつきましては国からの補助が一部出ております。一般的に最近の報道で認定こども園の関係で言われていますのは、法定価格と申しまして、運営費全体から保育料、そちらを引いた残りの部分を幾らにするかということで、その分が補助に行っているわけですが、これにつきましてはあくまでも私立の部分でございますので、公営のほうのものに関しましては町の財源で運営するというところでございます。

それから、2点目の内容の充実ということでございますが、現在、町でも子ども・子育て会議でこの方向性を示す計画を立てているところでございます。そちらが示された中で、その後具体的なこの支出の内容につきましては、それを下らないもの、あるいはより充実したものができる方向で具体的な検討に入りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 新しく施設をつくと。つくって経過すれば老朽化して建てかえなくてはならない。施設設備を更新していかななくてはならないわけですね。そういうのでも、まず財政支援がないということなんですね。そうすると町の負担はできるだけ少なくしたいということになると、今度サービスが低下するのではないんですか。定員が満たないような子

供のニーズですから、より充実したような町の取り組みをしていけばそれなりに向上はすると思うんですけども、そう言うよりよい子育て支援と言いながら、何ら財政的な国や県の支援がなくて町独自でこう進めていくということになると、どうしても財政負担ということに町が、そういうふうになってしまうわけですから、サービスも悪く、低下するということになるのではないですか。

現状維持、子供は少なくなるから方向性としてはよくなる方向が見えるんですけども、だけれども、そういう支援がないということについてはどうなんですか、これは。今以上に、先ほど言ったような更新というようなときにはどういうことになるんですか。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） いわゆるハードの整備につきましても基本的には私立の幼稚園・保育園に関しての補助という形が原則でございます。さきに新築いたしましたわかあゆ保育園等につきましても原則その補助がなかったものですから、いろいろな木材の支援等で支援をいただきまして、実質建設したわけでございますが、ただ、国全体、あるいは県内を見ましても幼稚園・保育園に関しましては私立での運営が基本と言いますか、主流になってきております。那珂川の場合ですとなかなか私立という形になってきませんので公営での運営をしておりますが、そういうふうな形からしますと、公営の運営に関しましては独自で運営するというふうな考え方で国の考え方でございます。

それによりまして、町といたしましては子育て環境の充実ということで予算化しながら実施していくというような形でございますので、今後、老朽化した施設の問題もございまして、その辺につきましては有利な起債、あるいは独自に支援できるような補助金を検討いたしまして、更新等につきましては検討していきたいというふうに考えております。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 最後に、民営化保育園にしる幼稚園にしる、当町にはないんですけども、こういうふうな民営化ということに、当町でもそういうふうな出現、地域型保育というのが出てきますから、民営化の方向性というのもそういう点で見出されてきているんだと思うんですけども、そういった民営で運営していこうという事業者があらわれた場合には、町としては財政的な支援というのはどういうふうになっているんですか。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 特に今回の制度につきましては民営化といいますか、民間の事業者が進出してきた場合も含めましての制度化ということでございますが、当然町といた

しましてもそれを拒むことはございませんので、民間の方が進出してきてぜひやりたいということであれば、その支援については考えていきたい。ただ、具体的に国の制度等につきましては、今回の制度によりまして今後財政的支援の部分も具体的な数字があらわれてきますけれども、それに町の上乗せをどうするかという部分につきましては今後具体的なものを検討していきたいというふうに考えております。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） 全協でも伺ったんですが、当面は民営化と民間企業の参入を考えないと聞いたんですが、やはり必ずしも受け入れないということではなくて、そういうほうも検討しているような町長、また課長の答弁なんですが、保育とか幼稚園、これはやはり民営すべきではなくて自治体が責任を持ってやっていくというのが私は理想だというふうに思うんですが。なぜかと言うと民営化、民間が入ってくることによって、やはり保育所同士、また幼稚園同士の競争が生まれれば、保護者や子供にとっていいことにはならない。むしろサービスの低下とかそういうことが考えられる。そして、現に、民間が入る場合は保育所というよりも、むしろ保育所の場合はゼロ歳児からですから、幼稚園の場合は3歳と、そういうことになっているので、どうしても幼稚園型の定員になっていくということで、保育所が手薄になっていくと。

これは他町村の状況を見てもわかります。保育所がどんどん減ってきて民間委託されているんですが、企業が参入していくと、経営方針が大事にされてサービスがおろそかになっていくとか、あとは民間同士の競争が激しくなってきた、保育所の給食とか、あるいは事業内容も変わってきて、それによって結局徴収される料金がふえていくというようなことも言われています。だから、そういう点では公的な保育所、幼稚園を私は守っていくべきだというふうに考えるんですが、その辺で前も課長に伺ったんですが、保育料、幼稚園料、幼稚園の場合は規定されているんですが、保育料にも上限が規定されていますが、それが変わるのか、変わらないのか。あと、もう一つは結局、給食とか今、出されていますけれども、あとは学用品に対する援助とかそういうのが、現状とこれがどう変わっていくのか、その辺をまずお伺いしたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） まず保育料等の上限でございますが、これにつきましても国のほうで民間の事業所を基準に保育料の上限というのを決めて示されることになってござい

ます。それに準じまして公的料金につきましても独自に決めるわけですが、基本的にはその上限の範囲内で決めていきたい。現在、町のほうにつきましては国の基準をさらに下回って、約2割程度軽減している部分がございますので、基本的な事項につきましては現在の状況を上回らないような程度の中で具体的には決めていきたいというふうには考えてございます。

それから、それ以外でも給食、あるいは幼稚園の学用品等もございますが、これにつきましてもやはり民間の基準は国のほうで定めますので、それに従いまして町についても準じた形で決めていく形になるというふうに思っております。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） 指導要綱に従ってやっていくということで、具体的なあれは出てこないんですが、子ども・子育て会議のほうでは具体的にどんなことが出ているか伺いたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 子ども・子育て会議につきましては、具体的な、例えば保育料の中身とか、あるいは給食費の関係とかという部分の細かい部分につきましては、そこまでは審議してございません。あくまでも方向性として、例えば設置の内容、全協でもお話ししましたけれども、需要を、今回皆様のアンケートによりまして把握しましたので、それにつきましてどういうふうな方向で町としては施設の説明の方向を持っていったらいいか、あるいは、例えば、今おっしゃられたような給食の問題、そういうふうなものはどういうふうな形で提供したらいいのかという形の方向性を示すのが子ども・子育てのほうの事業計画という形でございますので、その形で町のほうに提案いただいて、町のほうで最終的に決定しました段階で、今度は具体的な内容検討に入っていくというような状況でございます。

以上です。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） そうすると、具体的なあれが出ていないということは今までの関係でやっていくということになると思うんですが、今までは町の事業なので保護者との直接契約をすることは守られると思うんですが、そういう点で保育を受けた、結局保育認定という形で受けることになると思うんですが、そういう点で時間の契約ということになります。あなたとは何時間契約しますとか、そういうことになると思うんですが、そういうことでは、結局預けたくても、あなたは何時間しか働いていないから何時間しか預かりませ

んというようなことはないのか。それと、一番大事な保育士が今、栃木県内を見ても2万人ぐらい少ないというような状況があるようですが、下野新聞等にも書かれていますが、そういう中で保育士の確保が必要だし、それとこの前も全協で質問したんですが、保育士の待遇改善を進めていかないと現場が非常に大変だと。同じ仕事をやって、同じ時間働いて、条件が結局同じであっても報酬が違くと。この問題では副町長もそういう点では正職員として採用する方向でふやしたいという答弁がありましたが、その辺の待遇をよくしないと保育士もふえないと。だから現場が非常に大変になってくる。

もう一つは、今、障害を持った子供さんがふえている。それに対する具体的な方策があれば、現場の職員をふやさなければならないということもあると思いますが、その辺をどう考えているかをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） まず、今回新たに入ってもらいます認定の内容でございますが、議員おっしゃいますように確かに、特に保育園側、いわゆる2号、3号認定に関しましては最低のいわゆる労働時間等が定まっております。これに関しましては基本的には現行の町で運営をしている状況等と変わらない部分であるかなというふうに考えております。最終的なものにつきましては決まり次第またお知らせしたいと思いますが、やはり働いていない方は残念ながら保育園には預けられないという形になります。その時間の割合がパートでどのくらいというのは基準が示されてきますので、町のほうで最終的に決めてお知らせしたい。今回、既に来年度の募集が間近に迫っておりますので、その辺につきましては基準を早急に定めまして、来年度の募集とあわせてこの認定というものを同時に受け付けたいというふうに考えております。

それから、保育士の確保であります。確かに毎年臨時の保育士を募集しながら実際には運営をしているというふうな状況でございますので、保育士の確保をしていかなければならないという部分がございます。これにつきましては、当然現行の施設の内容は前にもお話ししましたとおり老朽化等、あるいは偏重等がございますので、その辺を今回の子育て支援事業計画の方向性を見ながら相対的に、施設の拡充等を含めまして検討していかなければならない。その中であわせて保育士の確保、それから充実というものも検討していかなければならない。ただし、前の全協でも副町長が申し上げましたように、一方でやはり行政改革の中で相対的な職員の人員という部分もございますので、その辺もあわせて鑑みながら研究していかなければならないかなというふうに思っております。

それから、障害児の保育につきましては、これは充実しなければならないかなというふう  
に考えております。時代の変化とともにそういうふうな形でのお子さんというのも増加して  
いるのが事実でございますので、また、それにかかわる保育、あるいは教育の技術といいま  
すか、対応といえますか、そういうふうな部分も研究はしてきておりますが、最終的には人  
的なものとして確保しなければ、なかなか一概に同じクラスの中で全部、30人の中で例えば  
1人とかいうような形の中ではやっていけないという部分もございますので、これについて  
は今後充実していくべく、定員との兼ね合いの中で研究していかなければならないかなとい  
うふうに思っております。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

益子明美さん。

○8番（益子明美君） 子ども・子育て新制度の中での保育の必要量の認定の導入というのが  
新しいところだと思うんですが、この町の条例の中に、支給認定の申請に係る援助というと  
ころで第9条に示されておりますが、町が認定を行うわけですが、町だけではなく利用者の  
負担を軽減するために幼稚園とかこども園とかを通じて支給ができるということ、この9  
条で示しているのかどうかお伺いしたいのが1点あります。この9条の第2項では緊急、そ  
の他やむを得ない理由がある場合には、認定期間満了を待たずに早くその認定の措置を行  
なさいということですが、その緊急その他やむを得ない理由がある場合というのはど  
ういうことを想定されているのか、お伺いしたいと思います。2点だけです。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） まず、9条の援助であります、基本的に町が直接申請を受  
け付ける形ですが、現実的には特にこの身近な、現実的に申し上げれば、那珂川の場合  
ですと保育所、あるいは幼稚園に保護者が入りたいんだというような形の中で申し込みの  
関係の相談があった場合には、そちらのほうでも申請の内容を指示してあげて、そして中身  
がわかるような形での援助を行いたいというのがこの9条の内容でございます。

それから2項につきましては、有効期間で30日、基本的には毎年度毎年度でございますの  
で、ことしでございますと来年度の受け付けが10月ごろから始まる予定でございますが、そ  
ういうような段階で事前の更新申請ということでやるわけでございますが、ただし、途中入  
所等がございますので、そういうふうな場合には有効期間という形よりも新規の受け付けと  
いう形になりますが、中身的に年度の受け付けの中で需要が変わる、例えば1号認定の形が  
途中で病気、その他で2号、3号認定のほうにしなければならないというふうな部分が、突

発的な事項が起こるような部分もございますので、そういうふうものにつきましてはこの期間満了30日前に行うもの以外でも受け付けますよというのが、この2号のほうのものでございます。

以上です。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

○8番（益子明美君） 条例のほうは了解いたしました。

その前段となる保育の必要量の認定というところなんですが、認定業務は従来どおり町健康福祉課の所管としてその業務を行うということによろしいのか。1号、2号、3号という認定の基準というのは当然国からのガイドラインに沿って示されるんだと思うんですが、今の段階で来年度の保育の需要の見込みというのが、この認定制度の導入によって変わってくる部分が町としてあるのかどうか、その点だけお伺いいたします。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 今回の制度の大前提が、市町村が主体的になって保育、教育の充実、拡充を図りなさいということでございますので、町が認定者ということでございますので、一括して幼稚園・保育園にかかわらず、いわゆる1号から3号認定を実質的には健康福祉課のほうで取り扱うということになります。実際の事務といたしましては、幼稚園に関しましては幼稚園の申し込みと同時に、それから保育園に関しては保育園の申し込みと同時にその申請を出していただいて、取りまとめて健康福祉課のほうで認定を行うというような事務の流れになる形になります。

受け入れがこの認定によって変わるかどうかということでございますが、基本的には今までは申込書の段階での審査という形になっておりましたが、今回正式にこの認定の許可ということになりましたので、それに伴っての変更は基本的にはない考えであります。ただし、先ほど質問にありましたけれども、最低限の労働の条件という部分が今度明確になりますので、その辺の証明という形で雇用の主からの証明書をいただいた段階で、時間数が足りてないというふうな形になりますと認定がなされないというような形になりますが、基本的には現状の中で変わらないと思っていただいて結構だと思います。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

○8番（益子明美君） 今回の制度の導入の目玉として、パートタイマーの方の短時間労働の保護者のお子さんにも保育が適用されるという大きなメリットが利用者側としてはあるんですが、その短時間就労の時間というのは、目安というのはまだはっきりしていないというこ



となので、では、それに当たる新しい利用者さんがどれくらいふえるのかというのは町としてまだ把握していないという状況でよろしいのでしょうか。仮にその認定業務の中にパートタイマーの就労時間、例えば5時間とか4時間とかわかりませんが、その就労時間のガイドライン以下であっても、さまざまな理由でやはり預けたいという利用者さんがいたとします。そういった利用者さんに対する、きっちりガイドライン的に時間で区切ってしまうのか、もろもろの利用者さんの環境も踏まえて認定をされるのか、その辺、町としての方向性というのはどういうふうになっているのか、最後お伺いいたします。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） パートタイマーの労働時間に関しましては、やはり今回制度的に下限といますか、それがガイドラインで示されております。その基準につきまして、現在、子ども・子育て会議の中でもどの程度がいいのかということで議論中でございますが、制度的な意味合いから申し上げれば、やはり今回それできっちりするというところでございますので、それ以下の場合ですと、いわゆる1号認定として具体的には幼稚園のほうにいただくという形の制度の振り分けになるということでございます。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第6号 那珂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 那珂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 那珂川町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（大金市美君） 再開いたします。

ここでちょっと申し上げます。

前回、全員協議会で説明がありましたものに対しましては、ここでの質問、なるべくなさらないようにお願いしたいと思います。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） それでは、日程第10、議案第9号 那珂川町ケーブルテレビ施設条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第9号 那珂川町ケーブルテレビ施設条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

那珂川町ケーブルテレビのサービスの一つである I P 電話サービスでございますが、提供元の K D D I 株式会社が、I P 電話の設備の老朽化が進み使用者の減少している状況下で設備更新が困難なことから、平成26年9月末日をもってそのサービスの提供を終了することになりました。ケーブルテレビでは代替のサービスを検討いたしましたが、現在のシステムで対応できるものが見つからず、継続を断念せざるを得ない状況であります。そのことにより那珂川町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 補足説明を申し上げます。

I P 電話は全国どこでも3分間8.4円でかけることができるため、遠方へのご利用がある方には格安の料金となっております。平成25年度末180件の加入者があり、7月末現在では加入者中107件が I P 電話に加入しております。この中で28件の方が利用をされております。なお、昨年度お配りしました町内無料電話は引き続き利用できることとなります。

今回の改正は、那珂川町ケーブルテレビ施設条例の第2条、第4条、第20条及び34条中の I P 電話サービスに係るものを削除するものであります。

附則は施行期日を定めたものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号 那珂川町ケーブルテレビ施設条例の一部改正については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第10号及び議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第11、議案第10号 那珂川町職員の修学部分休業に関する条例の一部改正について、日程第12、議案第11号 那珂川町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正については、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第10号 那珂川町職員の修学部分休業に関する条例の一部改正について及び議案第11号 那珂川町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

昨年6月に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次の地方分権一括法により、同法において地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、文言の整合を図るため関係条例を改正するものです。

議案第10号については、修学部分休業の期間が2年であったものを大学修学期間である4年に、議案第11号については、職員に関する規定について文言の整合を図るため関係条例を改正するものであります。

なお、制度につきましては従来と変わりありません。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 当町におきまして、定年で退職した後、また再任用された方はいるのかどうか。こういうことで高齢者の修学の期間を2年から4年というような対象になる方が

いるかどうか伺います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（益子 実君） それでは後段のほうですね。これは退職前に今後の生活設計、あるいはそういったものに資するため、その期間休業を認めるものでありまして、再任用等につきましては想定しておりません。定年退職から5年までということが制度の内容であります。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 取り違えているのかもしれないんですけども、高齢者の厚遇というか、60歳定年でしょう、60歳の後、再任用をした場合にそういう高齢者優遇とか、そういうことは想定していないということですね。退職前において。そうすると何か高齢者ということを使うのが何か語弊があるような感じがするんですけども、どうなんですか。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（益子 実君） これは国家公務員法で定められたもの、さらに地方公務員法でこの表現でされておりますので、その文言を使っております。

○議長（大金市美君） そういうことなんです。

ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第10号 那珂川町職員の修学部分休業に関する条例の一部改正については原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 那珂川町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正については原案のと

おり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第13、議案第12号 那珂川町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第12号 那珂川町税条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

平成26年4月1日から地方税法の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、那珂川町税条例の一部を改正するものであります。

今回の改正は、法人税割の税率及び固定資産税の特例率に関する改正であります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 税務課長。

○税務課長（小室金代志君） 補足説明をいたします。

お手元の参考資料をごらんいただきながらご説明申し上げます。

1ページをごらんいただきます。

まず、法人町民税の法人税割の税率の改正であります。

法人税割につきましては14.7%の税率を設定していますが、この税率が12.1%に改正になります。適用につきましては、平成26年10月1日以降に開始する事業年度からになります。この改正により平成25年度を基準とした場合、歳入の推計ですが、対象事業所は98事業所で約3,600万円の減額になる見込みです。

なお、今回の改正につきましては地域間の税源の偏在性を是正するため法人税の税率を引

き下げ、その引き下げ相当分については地方法人税が国税として創設され、全額地方交付税の資金に繰り入れられます。

次に、参考資料2ページをごらんください。

これは公害防止施設、設備等に係る固定資産税の特例措置を、わがまち特例が導入され、関係する施設、設備に特例率を定め、取得価格に特例率を乗じて課税標準額とするものです。

まず①ですが、公共の危害防止のために設置された施設、設備について、わがまち特例を導入し、適用期限を2年延長するものです。対象となる資産と特例率ですが、水質汚濁防止法の汚水または廃液処理については3分の1に、大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設については2分の1に、土壤汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設については2分の1にそれぞれ定めるものです。

次に、②になります。

これは浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者、管理者が浸水防止計画に基づき取得した設備に対して、5年度分の特例措置を創設するものです。対象となる資産は水防法の浸水防止用設備で、特例率は3分の2と定めるものです。

最後に③になりますが、自然冷媒を利用した一定業務用冷凍・冷蔵機器に対して3年度分の特例措置を創設するものです。対象となる資産はフロン類法のノンフロン製品で、特例率は4分の3と定めるものです。

これらの5つの対象となる資産は平成27年度課税分から適用になりますが、本町におきましては現時点では該当ありません。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号 那珂川町税条例の一部改正については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第13号～議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第14、議案第13号 平成26年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、日程第15、議案第14号 平成26年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について、日程第16、議案第15号 平成26年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について、日程第17、議案第16号 平成26年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第18、議案第17号 平成26年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決についての5議案は、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま一括上程されました議案第13号から議案第17号 平成26年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算の議決について提案理由の要旨を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、教育文化基金への高額寄附を受けての教育備品の充実のほか、国・県補助事業費の追加認定になったものなどを計上するものであります。その補正額は4,030万円となり、補正後の予算総額は91億4,130万円となりました。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第1は農林水産業費で、畜産振興事業費やとちぎの元気な森づくり事業費など県補助事業の追加認定になったものなど1,645万6,000円を計上いたしました。

第2は教育費で、教育文化基金への寄附受け入れに伴う備品購入費や学校施設定期点検に伴い、早期修繕が必要な遊具等の改修費など1,600万8,000円を計上いたしました。



第3は総務費で、マイナンバー制度導入に伴い住民基本台帳システムを初め、庁内各種システムの改修に要する経費など663万6,000円を計上いたしました。

以上、歳出予算の主なものを申し上げますが、これらに要する財源は国・県支出金のほか、寄附金、繰入金、繰越金を充てることといたしました。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正は支払基金過年度返納金などに890万円を計上するもので、その財源は繰越金を充てることといたしました。これにより補正後の歳入歳出予算の総額は22億5,890万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正は高額医療合算介護サービス費の不足額のほか、国・県支払基金過年度返納金及び一般会計繰出金などに1,800万円を計上するもので、その財源は県支出金及び繰越金を充てることといたしました。これにより補正後の歳入歳出予算の総額は17億3,200万円となりました。

次に、簡易水道事業特別会計であります。

今回の補正は大田原市との導水管連結のため、小砂地区導水管布設等工事費などに2,500万円を計上するもので、その財源は繰越金を充てることといたしました。これにより補正後の歳入歳出予算の総額は2億3,200万円となりました。

最後に水道事業会計であります。

今回の補正は国道293号都橋交差点の改修に伴い、歩道に添架している配水管を移設するため、橋梁添架布設がえ工事費1,000万円を計上するもので、その財源は企業債を充てることといたしました。

以上、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計及び水道事業会計補正予算について、その大要を申し上げますが、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 補足説明を申し上げます。

一般会計補正予算書の8ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳入からご説明いたします。

14款国庫支出金、2項6目総務費国庫補助金の補正額は956万1,000円の増で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金であります。

15款県支出金、2項4目農林水産業費県補助金の補正額は1,495万6,000円の増で、農地

台帳システム整備事業費、東日本大震災農業生産対策事業費、森林整備地域活動支援交付事業費、元気な森づくり市町村交付金がそれぞれ追加認定になったものであります。

17款寄附金、1項3目教育費寄附金の補正額は310万円の増で、教育文化基金への寄附金であります。

18款繰入金、1項6目教育文化基金繰入金の補正額は310万円の増で、教育文化基金繰入金に係るもの、3項2目介護保険特別会計繰入金の補正額は655万7,000円の増で、介護保険特別会計繰入金であります。

9ページに続きます。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は302万6,000円の増で、前年度繰越金であります。

10ページ、歳出に入ります。

2款総務費、1項4目財産管理費の補正額は50万円の増で、庁舎維持管理費は本庁舎サーバー室エアコン修繕に係るもの、2項1目企画総務費の補正額は850万9,000円の増で、企画管理費は八溝山周辺地域定住自立圏連携事業の新事業に係る負担金を計上するもの、行政システム費はマイナンバー制度導入に伴い、当初予算編成後の制度対応の変更によりシステム改修及び国の中間サーバー設置負担金を増額するもの、2目まちづくりの補正額は62万7,000円の増で、まちづくり諸費は今年度初めて開催されます、なかがわ元気フェスタ2014及び栃木銀座屋本店での那珂川フェアをバックアップするための経費としてノベルティーやPR用DVD作成などに要するもの、4項1目戸籍住民基本台帳費の補正額は300万円の減で、電算処理費はマイナンバー制度導入の対応の変更により、行政システム費への組み替えのため減額するものであります。

3款民生費、2項1目保育園費の補正額は40万円の増で、大内保育園費は調理室床の老朽化に伴い、改修を要するため修繕するものであります。

11ページに続きます。

5款農林水産業費、1項1目農業委員会費の補正額は183万6,000円の増で、農地台帳システム整備事業費は、農地台帳の公表義務化に伴いシステム改修に係るもの、4目畜産業費の補正額は247万円の増で、畜産振興事業費は東日本大震災農業生産対策事業の追加認定に伴い、優良繁殖雌牛16頭及び高性能受精卵の導入補助に係るもの、5目農地費の補正額は95万円の増で、町単農村振興事業費は小口川堰改修事業費及び谷川地区ため池改修事業費に対して2分の1を補助するもの、2項2目林業振興費の補正額は1,120万円の増で、森林整備地域活動支援交付事業費は作業路網改良活動事業費が、大那地地区を含め8地区が追加認

定となったもの、とちぎの元気な森づくり事業費は里山林整備事業が、片平地区を含め7地区が追加認定になったものであります。

6款商工費、1項3目商工費の補正額は60万円の増で、観光施設管理費はまほろばの湯源泉ポンプ故障に伴い、ポンプの修繕に係るものであります。

9款教育費、2項1目学校管理費の補正額は153万3,000円の増で、馬頭小学校、馬頭東小学校、馬頭西小学校、小川小学校費は東京都在住の菊池氏よりいただいた寄附金を各小学校の備品購入費として計上するもの、学校管理費は臨時職員の配置を中学校へ組み替えるもの、2目教育振興費の補正額は48万8,000円の増で、教育振興諸費は就学等援助費該当者の増加に伴い増額計上するもの。

12ページに入ります。

2項3目学校施設整備費の補正額は213万8,000円の増で、馬頭小学校施設整備費、馬頭西小学校施設整備費は小学校施設の定期点検の結果、早急に修繕が必要な遊具等の改修に要する経費、3項1目学校管理費の補正額は471万3,000円の増で、馬頭中学校費は寄附金による備品購入費に係るもの、小川中学校費は同じく寄附金による備品購入費及び屋上雨漏りの修繕に係るもの、学校管理諸費は学習補助教諭の追加配置及び臨時職員を小学校から組み替えるもの、2目教育振興費の補正額は37万8,000円の増で、教育振興諸費は就学等援助費該当者の増加に伴い増額計上するもの、5項1目社会教育総務費の補正額は310万円の増で、教育文化基金費は寄附金を教育文化基金に積み立てるもの、2目公民館費の補正額は119万9,000円の増で、公民館活動費は室町公民館など4自治公民館の修繕工事に3分の1を補助するもの、小川公民館費は音響施設を山村開発センターから移設設置するもの、3目図書館費の補正額は80万円の増で、図書館管理運営費は小川図書館事務室エアコンの故障に伴い改修に係るもの、4目文化費の補正額は116万7,000円の増で、文化財費は唐の御所横穴地形図作成業務委託が空中写真測量作成から現地測量作成に変更されたことに伴い、必要経費を増額するもの。

13ページに続きます。

6項1目保健体育総務費の補正額は49万2,000円の増で、体育振興費は定住自立圏連携事業で開催されますサッカー教室参加時のバス代に要する経費及びスポーツ団体の全国大会、関東大会出場に伴い、体育協会補助金を増額するものであります。

10款災害復旧費、1項1目農地及び農業用施設災害復旧費の補正額は20万円の増で、農地・農業用施設災害復旧事業費は7月に発生しました台風8号により被災した健武、矢又地

区の農地2件の町単災害復旧事業費補助に係る経費を計上いたしました。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本民夫君） 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

11款繰越金、1項1目療養給付費交付金繰越金の補正額は880万円の増で、退職者医療費療養給付費交付金にかかわる前年度繰越金です。

同じく2目その他繰越金の補正額は10万円の増で、前年度繰越金です。

9ページ、歳出に入ります。

11款諸支出金、1項4目退職被保険者等償還金の補正額は890万円の増で、平成25年度退職者医療療養給付費負担金の精算に伴う社会保険診療報酬支払基金への返還金です。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

8ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳入から説明いたします。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金の補正額は123万3,000円の増で、平成25年度分県負担金の精算による交付金です。

8款繰越金、1項1目繰越金の補正額は1,676万7,000円の増で、前年度繰越金です。

次に9ページ、歳出について説明いたします。

2款保険給付費、5項1目高額医療合算介護サービス費の補正額は212万6,000円の増で、介護と医療の年間の自己負担額が限度額を超えた場合に支給される給付費です。

7款諸支出金、1項2目償還金の補正額は931万7,000円の増で、平成25年度分介護給付費及び地域支援事業費に対する国・県負担金及び支払基金交付金の精算による返納金です。

2項1目繰出金の補正額は655万7,000円の増で、同じく平成25年度分介護給付費及び地域支援事業費に対する一般会計繰入金の前年度繰入金による返納分です。

以上で、介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 上下水道課長。

○上下水道課長（秋元彦丈君）　続きまして、簡易水道事業特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書の8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は2,500万円の増で、前年度繰越金であります。

9ページをごらんください。

歳出に入ります。

2款水道事業費、1項1目簡易水道管理費の補正額は2,500万円の増で、小砂地内の県道小口黒羽線道路改良工事に伴う導水管布設替工事及び同地内の緊急連絡管布設工事に要する経費であります。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、水道事業会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書2ページをごらんください。

別表、企業債の補正であります。都橋橋梁添架替工事にかかわる起債で1,000万円を限度額として利率4%以内で企業債を起こすものであります。

4ページをごらんください。

補正予算実施計画の資本的収入及び支出の収入から申し上げます。

1款上水道事業収入、2項1目企業債の補正額は1,000万円の増で、国道293号都橋の整備に伴う橋梁添架布設替工事において企業債を起こすものであります。

次に支出に入ります。

1款上水道事業支出、1項2目配水設備費の補正額は1,000万円の増で、国道293号都橋の整備に伴う橋梁添架布設替工事に要する経費であります。

以上で、一般会計及び特別会計並びに水道事業会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（大金市美君）　提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

休憩　午前11時54分

再開　午後　1時00分

○議長（大金市美君） 再開いたします。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては会計名、補正予算書のページをお示してください。

質疑はございませんか。

小川洋一君。

○14番（小川洋一君） 2点にわたって質問します。

まず水道関係です。これ、都橋に水道管の布設がえ、これ1,000万円なんですけれども、あれはあの距離で1,000万円というのはかなり高いと思うんですけれども、どのような、もう少し細かく詳細に説明していただきたいと思います。

もう一点は、簡易水道特別会計の大田原から連結して小砂地区に水を供給するという事なんですけれども、これ、大田原のほうにどのくらい支払いというんですか、水代金、これ連結した場合どのくらいの支払いをするのか。この2点をお伺います。

○議長（大金市美君） 上下水道課長。

○上下水道課長（秋元彦丈君） では、まず初めに水道事業の都橋の関係でございますが、都橋、橋自体としては十五、六メートルの橋でございます。十五、六メートルですが、前後の取り付けがありますので、全体的には30メートルから40メートルになるのではないかと。それと、細かく言えば仮設の水道管も当然しなければならぬものですから、プラス仮設の水道管と本設の水道管があるものですから約1,000万円かかるのではないかという想定をしております。

それと、簡水のほうの大田原市からの緊急でございますが、単価的にはちょっと今、覚えていませんが大田原市のほうの水道の単価でやってくださいと言われております。今のところどのくらい使うかわからないものですから、まだ予算的には水道代としては計上しておりませんので、今のところ何トン使うか未検討でございますので、今のところはいくらかは申し上げられません。

以上でございます。

○議長（大金市美君） 小川洋一君。

○14番（小川洋一君） 都橋あたりは三、四十メートル、これは大体仮設と新設と両方使うから、これはわかりました。

あと、大田原地区のほうなんですけれども、大田原地区の水道をつないだ場合、これは直接供給するのでしょうか。それとももう一回小砂の貯水槽に入れて、浄化して使うのでしょうか。

うか。よろしく申し上げます。

○議長（大金市美君） 上下水道課長。

○上下水道課長（秋元彦丈君） 大田原市との緊急の話でございますが、直接は入れません。

美玉の湯の下にあります導水所というところに1回入れて、その水をもう一回配水池に上げてもう一回浄化します。そのまま使えるんですが、やはり水が足りないときというのはわかりません。一回導水所のところに入れて配水池へ持っていきます。

以上でございます。

○議長（大金市美君） 小川洋一君。

○14番（小川洋一君） 大体わかりましたけれども、今までの小砂地区の井戸水というのは、これは余り当てにならないんでしょうか。それとも、今まで小砂がいつも水不足ということは言われていますけれども、これによって十分に賄えるんでしょうか。

○議長（大金市美君） 上下水道課長。

○上下水道課長（秋元彦丈君） 多分、議員御存じのように過去に水道の水源を求めました。

何回かやったと思うんですが、最後に求めたところの渇水時期の水道の出る量が足りない。費用がちょっとかかり過ぎたものですから、費用対効果のためにその井戸を断念しました。そのために大田原市さんと協議した結果、大田原市さんのほうの旧黒羽のほうの水があるということで、緊急に調整しまして緊急用に水道をもらうということです。たまたま小砂地区の井戸はご存じのように那珂川にあります。いつものように12月、1月、2月、3月ごろが水位低下するものですから、そのために新たな施設をつくるよりも大田原市さんから買ったほうが安いという結果のもとに、買うことで水道緊急連絡管をする予定でございます。

以上です。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 一般会計、8ページと11ページにかかるわけですが、歳入で東日本大震災農業生産対策事業費というのが247万円あることになっています。同じだけ歳出があるわけですが、3年半たってこのような名称でもって事業が入るわけですが、この内容について伺います。

同じ11ページなんですけれども、とちぎの元気な森づくり事業費が900万円歳出でございます。先ほども若干説明がありましたけれども、この7地区の指定についてももう少し詳しくお願いしたいというふうに思います。

同じ11ページですけれども、観光施設管理費の60万円というのが入っておりますけれども、歳出でまほろば温泉源泉の改修工事です。このまほろば温泉源泉改修工事はたびたび行っておるやに聞いています。温泉へ入りたいという人がいても何度も、何日も停止されているという状況があったかに思います。この改修工事の内容についてももう少し詳しくお願いしたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 農林振興課長。

○農林振興課長（星 康美君） では、まず1点目についてお答えします。

原発の関係なんですが、栃木の繁殖牛、雌牛の件なんですが、やはり原発の事故の影響が大きく、稲わらの給与、自家産牧草の給与が制限されて、現在も繁殖雌牛の頭数が減少しております。そういう中での補助でございます。また、優良繁殖雌牛の受精卵のほうも受精済みの卵をほかの牛に移植するというものの補助でございます。これもやはり原発の影響がいまだに出ているということに対する補助でございます。

2点目のとちぎの元気な森づくりの900万円の補正なんですが、これにつきましては片平ほか7地区ということでございます。これはすべて鳥獣害の対策の整備でございます。ほか、仲郷下、小砂、あと和見、新宿、大波、新宿は大山田下郷でございます。片平地区が2地区でございます。計7地区でございます。

○議長（大金市美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大金 清君） 今、質問のまほろばの湯の源泉ポンプのことなんですけれども、ポンプのモーターの故障ということで、そのモーターだけを取りかえるという工事でございます。

以上でございます。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 畜産対策事業費につきまして、これはそういうことで支出されることなんでしょうけれども、受益者負担はあるんでしょうか。

それから鳥獣被害ということで、それぞれの地域で支出されるということなんですけれども、とちぎの元気な森づくりという名称から推察しますと、鳥類の被害、ちょっと具体的にもう少し鳥獣害の補償というか、補填といいますか、こういうことになろうかと思っておりますけれども、具体的にはどんな被害なんだか、もう少し明確に説明を得たいというふうに思います。

それから、まほろば温泉の関係ですけれども、たびたびモーターばかり改修、源泉改修が



モーターの改修工事になっているんですか。不良製品でも納入されたというふうな感じも受けませんが、ちょっと具体的なことがわかりませんが、第三セクターで請け負って経営されていて、社長が町長ということで、第三セクにしてメリットは町職員を直接雇わないというところが最大のメリットかなとも思いますけれども、それにしても協定書があるわけですね。株式会社との協定書があるかと思えますけれども、こういった、あの規模での会社運営からすると60万円という支出はこういう協定書の内容から検討して、この町の直接的な支払いという、こういうふうになることについて、もう少し説明を得たいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 農林振興課長。

○農林振興課長（星 康美君） 先ほどの繁殖雌牛の件なんですが、雌牛が平均個体で1頭当たり約55万円でございます。そのうち補助金としまして国が6万円、県が4万円の10万円の補助になります。これについては農協への補助でございます。

それと元気の森なんですが、元気な森づくり県民税の先ほど言った鳥獣害対策なんですが、鳥獣害対策については、那珂川町についてはほとんどイノシシでございます。実際荒れている森林を除伐とか下刈り、その整備する整備事業でございます。

以上です。

○議長（大金市美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大金 清君） まほろばの第三セクターということでございますけれども、協定書ということが出ましたけれども、協定書の中では事業費関係につきましては200万円以下と200万円を超えるものに対しては町がということで出費するというふうになっております。このポンプに関しましては実際その施設の管理ということでございますので、60万円でございますけれども、支払いが町ということになっております。

以上です。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 1点目の農業生産対策事業債は説明だと10万円の補助と。1頭当たり55万円かかるとすると45万円が受益者負担ということになるんですか。再度確認します。頭数についてちょっともう少し、1頭当たりでこういうふうに出ていますけれども、247万円ですから、どういうふうな割合になるのか、頭数も明確に示していただきたいと思えます。

2点目のとちぎの元気な森づくりということでイノシシ被害対策費と、内容はこのイノシシ被害だということなんですね。900万円が、この地区別に割り当たったということになっ

ていますけれども、獣害については地区別で果してそういうふうな妥当なものかということがちょっと懸念されます。農業者におきましては地区ごとに、イノシシがこの地区に入りますよということでやられるわけではなくて、個別の農業者に被害が起きているわけです。森だけ——森もちろんイノシシに荒らされているんでしょうけれども、とちぎの元気な森づくりの事業900万円が実はイノシシ被害だったというのは、ちょっと名称的にもすんなりいくような感覚で受け取れはしないんですけれども、悪いところを直すということで補助をつけるということでは、名称がどうであれ被害対策ということで効果的なものをしてもらえればいいと思いますけれども、その内容をもう少し、件数、地区とかいうのは出ましたけれども、状況、その森との関係で、元気な森づくりでイノシシというのが出てくるので、もう少し明確な説明を得たいというふうに思います。

それからまほろば温泉なんですけれども、200万円線引きで協定書には明確にされているけれども、モーターに関しては例外だというような、こういういわば抜け道ですか。町が負担する、そういう直接的な負担でかかってきているわけですね。それでは協定書にモーター等々の、モーターだけに限らず例外というのはどういうふうなものになっているか、そこをもう少しわかりやすく説明を得たいと思います。

○議長（大金市美君） 農林振興課長。

○農林振興課長（星 康美君） 先ほどの農業生産対策費なんですが、頭数としては16頭見えております。また、受精卵については58個を導入予定しております。1頭当たり55万円で10万円補助で45万円がということの件なんですが、これは農協のほうでその繁殖者のほうに、生産者のほうにリースで貸し出すということでございますので、直接受益者負担45万円ということではございません。

元気な森づくり県民税の鳥獣害対策の件なんですが、山をきれいにということなんですが、あくまでもその農地、田んぼとか畑に接している部分から約50メートル前後まで下刈りをして、そのきれいにしたところについてはイノシシが警戒をして出にくくなるというのを整備する制度で、あくまでも今回この7カ所とかという箇所についてなんですが、あくまでもこの制度というのはやはり県民税1人700円納めている税金でございますので、その受益者、関係の山の地権者の同意とって協定を結ばなければなりません。その辺のところから、協定を結ぶるところから優先的にこの地区を選定しているということでございます。

以上です。

○議長（大金市美君） 副町長。

○副町長（佐藤良美君） まほろばの湯のポンプの修理関係でございますけれども、先ほど課長から説明したように、源泉のポンプに関しましては町のほうでメンテナンスを含めまして支出をするということになっております。また、協定関係で協定に書いていないもの全てが具体化されておられませんので、それ以外については協定書の中で両者協議をして対応をするということになっておりますので、その都度その対応をしているところでございます。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

益子明美さん。

○8番（益子明美君） 一般会計補正予算書の10ページ、歳出のほうなんですけど、2款2項1目の企画総務費の中の企画管理費ですが、定住自立圏構想の負担金ということですが、その負担金の内訳、内容をお示しいただきたいのと、それに対する財源が総務費国庫補助金であると思うんですけども、定住自立圏関係は地方交付税で交付税措置されるものだと思うんですけども、この辺の財源、どういうふうになっているのか、お伺いいたします。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 1点目の定住自立圏、こちらの負担金の内容でございますが、過日の全員協議会の中でお示しをした内容なんですけど、115万円ということで健康増進事業とか9事業がございますが、こちらの事業につきましてそれぞれの負担割合ということで定住自立圏を形成しております中心市以外の市町村につきましてはそれぞれ8%、この事業負担割合に乗っておりますので、そちらの8%分、115万円の内容でございます。

2点目の財源の内訳なんですけど、議員ご指摘のとおり当事業につきましては特別地方交付税で算入をされるということで、3月補正、あるいは金額的には最終的には1,500万円になるわけなんですけど、最終段階で調整をしたいと考えておりますので、今回の財源につきましては繰越金を充当したものでございます。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

○8番（益子明美君） 財源の件は了解いたしましたけど、一応その9事業を、申しわけないんですけど内訳を教えてくださいと思います。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 内容について申し上げます。

1つが健康増進事業ということで、9万4,000円、広域観光推進事業で24万円、ポータルサイト構築運営事業で8万円、県域図作成事業で35万2,000円、八溝山周辺地域定住自立圏シンポジウム実施事業で8万円、Jリーガー、栃木SCですね、こちらによるサッカー教室

実施事業で12万円、プロ野球選手による野球教室実施事業で8万円、職員研修実施事業で2万4,000円、外部人材アドバイザー等派遣事業で8万円、合計で115万円でございます。

○議長（大金市美君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

なお、採決は1件ごとに行います。

議案第13号 平成26年度那珂川町一般会計補正予算の議決については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 平成26年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 平成26年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 平成26年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 平成26年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第19、議案第18号 平成26年度ケーブルテレビ機器更新業務委託契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第18号 平成26年度ケーブルテレビ機器更新業務委託契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本業務委託の契約方法は一般競争入札とし、7月31日に開札、8月5日に落札決定いたしました。その結果、富士通ネットワークソリューションズ株式会社関東支店が1億1,448万円で落札いたしました。当該業務委託は那珂川町ケーブルテレビ施設内のサーバー等の機器の耐用年数が経過したものについて更新を行うものであります。

地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 補足説明を申し上げます。

本業務委託は那珂川町ケーブルテレビ施設内のサーバー機器等の耐用年数が経過したものの中で、早急に更新が必要なものにつきまして、今年度機器更新を行うものでございます。今年度の事業といたしましては、音声告知放送システム、ステイタスモニタシステム、自主放送設備、情報系サーバー、ネットワーク機器の更新を行うものでございます。

履行期間は議会の議決を得た日から3日を経過する日から平成27年3月10日であります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） ただいま説明があったんですが、1社しか入札がなかったということなんです、その辺がどういうわけか知りたいのと、もう一つはサーバーの耐用年数、どのくらいなのか、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 副町長。

○副町長（佐藤良美君） それでは、私のほうから入札の関係でございますけれども、今回、一応入札に関しましては一般競争入札ということで、地域指定をしないで全社を対象としたということ、それから、点数につきましては電気工事等を参考にしまして800点以上の実績のあるところということで入札を実施いたしました。

なお、広報等につきましても町のホームページ、さらには建設業界の新聞各社に依頼をして実施をいたしました、結果として1社のみのお応えであったということでございますので、なお、その理由については町としては特に追求をしているところではございません。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） サーバー等の耐用年数でございますが、基本的に電算機器につきましては5年を経過すると耐用年数ということになってございます。今回の機器の更新でございますが、その中でも特に重要な部分について、年次計画をもって耐用年数の超えたものについて更新を行うものでございます。

○議長（大金市美君） ほかにございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） サーバーは、一つはメーカーを変えると不都合なことがあるのかどうか。これが1点と、この入札に関して独占的に落札ということに形式的にはなってしまったわけですね。そういうのは、これは入札のやり直しとかというふうな、そういうことは考えられないのか。どのような会社が独占的にやっているのだから、それ以上の会社はもう出てこないというようなことも、それを考えているのかどうかということなんですけれども、それが2点と、こういう1社でもって、先ほどのようなことになってしまうんですけれども、

入札をやり直すというふうな、そういうのというのは金額との関係で、形式的には5年ごとに更新しなくてはならないということになれば、5年たてば1億円からの金が出ていくということになっていってしまうわけでしょう。そういうことではもう少し検討する余地もあるのではないかという気もするんですけども、どんなふうに考えていますか。

○議長（大金市美君） 副町長。

○副町長（佐藤良美君） 入札に関しましては、先ほどご説明申し上げましたように一般競争入札で実施をいたしました。今回の当町に入札の指名願が出ておりますのは、対象者は50社ございました。その50社の中で応札をした結果として1社のみが応札をしたということでございまして、これについては当然全ての会社に機会を当然与えておりますし、一般競争入札は1社でも予定価格以内で最低制限価格以上であれば、それは成立をするということでございますので、それらに適合し今回提案をしたものでございます。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） サーバーとその他のシステムにつきましてですが、当然仕様を定めて応札をいただいております。既存のシステムとの整合性とかもございまして、そういう仕様に合致するものについて応札をいただくものと理解しております。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 消費税込みで1億1,448万円になりますけれども、予定価格としてはその額と落札率、どういうふうになっておるか、明確にしてもらいたいと思います。

それから、50社が対象ということですがけれども、それは丸々50社にそういう——どうなんでしょうか、案内状というか、そういうのはあれで、ネットで入札の公表とか、そういうことで済ませているわけですか。そうすると50社あってもたった1社しか応札しないというのも何か不自然なような気もしますけれども、先ほどのような副町長の答弁になってしまうのかとは思いますが、何か50社もあって、これだけの事業をするのに1社しか応札しないというのはどうなんでしょうね。現在、これは指定管理者になっているわけでしょう。だから、応札しても不可能なのと、もう戦う前から敗北というような感じのそういう状況になっているのかどうか、そういうふうな感じもしますけれども、その予定価格を示してもらえば、この価格でどうなのかというのちょっと検討されますけれども、示していただきたいと思います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（益子 実君） 今回の予定価格につきましては税抜きで1億1,895万7,000円で

あります。落札率は89.1%であります。

後段のご質問は先ほど副町長が申しあげましたように広くホームページ、あるいは専門新聞紙にお知らせをして、結果的に1社になったものでありまして、この会社でなければならぬ職務といたしますか、そういう仕事の内容ではありません。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

佐藤信親君。

○4番（佐藤信親君） 今、ちょっと大森議員の質問と関連してくるんですけども、このサーバーのメーカーについては特定されているわけなんでしょうか。例えば、東芝とか日立とか富士通、NECとかというふうにメーカーがございますね。この応札に応じるように各50社の企業に呼びかけたときに、どういう機械器具のメーカー指定をしているのか、していないのか、その点についてだけ1点お伺いしたいと思います。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） それぞれに仕様を出しまして、メーカー指定ではなく、容量とか、対応をできる互換性がある部分とかを指定しております。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

○4番（佐藤信親君） そうしますと、例えば今、富士通ネットで指定管理でやっていますよね。その今のケーブルテレビの本体そのものは、例えばNECとか他のメーカーのものを導入しても互換性はとれるということによろしいんですよね。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 当然今まである機種につきまして互換性をとるということで設定をしていますので、今までの機種と同じメーカーの機種のほうが有利な部分の仕様になっていることあるかとは思いますが、そういったことで仕様を規定しております。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

○4番（佐藤信親君） ということは、例えば違う機種を入れたとしても互換性は保つことはできると。ただ、やはりセットになっている機械の一部でございますから、そのメーカーを使うのが一番有利ということはわかりますけれども、若干それにあわせるのには費用がかかるから、やはりその手間を考えれば私は応札に応じないというような結果で今回の1社になったというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長（大金市美君） 副町長。

○副町長（佐藤良美君） 例えば富士通関係のシステムであっても、当然全国には数社あるわ



けですね。ですから、今回の請け負った業者に特定ということではなくて、当然ほかのメーカー、あるいはほかの富士通関連の事業所もございますので、そのような会社に一応入札のご案内といたしますか、一般競争入札ですので、こちらから直接出すのではなくて、ホームページとか業界紙でごらんになって応札をしていただくというシステムでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号 平成26年度ケーブルテレビ機器更新業務委託契約の締結については原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第20、議案第19号 那珂川町新町建設計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第19号 那珂川町新町建設計画の変更について提案理由、並びにその内容についてご説明を申し上げます。

本計画は平成17年度から26年度までの那珂川町新町建設計画でありまして、市町村の合

併の特例に関する法律第5条の規定に基づき、平成17年3月に策定したものであります。

変更の理由は、平成24年6月に東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が成立したことにより、合併特例債の発行期間が被災市町村の場合、合併年度及びそれに続く20年度とされ、本町の場合、平成37年度まで発行が可能となりました。東日本大震災などの影響で事業実施がおくれている新庁舎建設や那珂川消防署などに際して有利な合併特例債を効果的かつ効率的に活用するため、計画の期間を平成37年度まで延長するものであります。

計画の変更につきましては、同法第5条第7項の規定により議会の議決を要することから提案したものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 補足説明を申し上げます。

別紙新旧対照表をごらんください。

変更内容は1項目め、表紙の変更で、変更年月と「那珂川町」を追加するものでございます。

2項目め、1ページの計画の期間の変更で、計画期間を平成17年度から平成37年度までの21カ年とするものです。

3項目め、18ページ、行財政改革の強力な推進に、「施設の統廃合の推進」と「新庁舎の建設」を追加するものでございます。

4項目め以降の32ページ、33ページにかかります財政の見通しにつきましては、今までの実績、各種計画の動向、将来への推移を考慮して計画をいたしました。

34ページ、35ページ、新町財政計画は、財政の見通しにより積算しました計画を平成37年度まで計画したものでございます。

なお、本計画の変更につきましては、市町村の合併の特例に関する法律第5条第8項に基づき栃木県知事との協議を要しますが、8月18日付で同意をいただいております。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑に関しましては前回の全員協議会で説明があった以外のことと質問の内容をお願いしたいと思います。

質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号 那珂川町新町建設計画の変更については原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第21、議案第20号 那珂川町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第20号 那珂川町過疎地域自立促進計画の変更について提案理由、並びにその内容についてご説明を申し上げます。

本計画は平成22年度から27年度までの那珂川町過疎地域自立促進計画でありまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき策定したものであります。

今回の変更は橋梁長寿命化修繕計画事業を計画に追加するものでありまして、同法第6条の規定により議会の議決を要することから提案したものであります。

改正内容につきましては担当課長から説明させます。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 補足説明を申し上げます。

別紙新旧対照表をごらんください。

1 ページのⅢ交通通信体系の整備及び情報化の促進におきまして、1. 現状と課題の中のウ町道に、「また、橋りょうをはじめとする既存施設の老朽化対策も課題となっている。」を追加し、2 ページの2. その対策（1）道路に、「また、既存施設の維持・補修を計画的に行い、生活・道路交通の安全性の確保に努める。」を追加するものです。

また、3. 計画の表中に「橋梁長寿命化修繕計画事業」と追加をいたします。

参考資料といたしまして、那珂川町過疎地域自立促進計画抜粋を添付いたしましたので、ごらんいただきたいと思います。

なお、この変更によりまして、橋梁長寿命化修繕計画事業の財源に過疎対策事業債を充てることとなります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

これも先ほどと同様に前回の全員協議会での説明がなされました。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号 那珂川町過疎地域自立促進計画の変更については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第22、議案第21号 平成25年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第21号 平成25年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分について提案理由の説明を申し上げます。

平成25年度水道事業の未処分利益剰余金について、建設改良積立金などへ積み立てることに伴い、議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 上下水道課長。

○上下水道課長（秋元彦丈君） では、補足説明をいたします。

別紙の平成25年度那珂川町水道事業剰余金処分計算書をごらんください。

一番右の列であります、平成25年度末の未処分利益剰余金の金額は3,793万7,942円です。このうち、建設改良積立金に3,400万円、減債積立金に100万円、合わせて3,500万円をそれぞれの積立、残る293万7,942円を繰越利益剰余金とするものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号 平成25年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎認定第1号～認定第9号の上程、説明、委員会付託

○議長（大田市美君） 日程第23、認定第1号 平成25年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第24、認定第2号 平成25年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第25、認定第3号 平成25年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第26、認定第4号 平成25年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第27、認定第5号 平成25年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第28、認定第6号 平成25年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第29、認定第7号 平成25年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第30、認定第8号 平成25年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第31、認定第9号 平成25年度那珂川町水道事業決算の認定について、以上9議案は、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました認定第1号から認定第9号、平成25年度那珂川町一般会計及び各特別会計・水道事業の決算につきまして提案理由の説明を申し上げます。

私は那珂川町長に就任以来、「Have a dream」目標達成のための「3本の柱」として、「働く喜びを実感できる町に!」、「我が子の笑顔あふれる成長が実感できる町に!」、「年老いても安心で、充実した生活が実感できる町に!」を念頭に町振興のため鋭意取り組んでいるところでございます。この間、各種事務事業の執行に際しましては、議

会を初め町民の皆様のご協力、また、各般にわたり、国・県及び関係機関のご援助、ご指導を賜りましたことに対し、深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、昨今の社会情勢は、若年女性の流失による市町村の消滅の危機が叫ばれ、少子・高齢化の急速な進行、情報通信技術の飛躍的な進歩による高度情報化、国民の生活様式や価値観の変化などにより、行政需要はますます多様化し、目まぐるしく変動いたしております。そういった状況の中、原子力発電所の事故は今なお安全の確保や不安の解消が図れていない現状であり、全ての人々が安心とゆとりを持って暮らせるような社会の構築や活力を維持し、成長を持続する政策と実行力が強く求められているところでございます。

国においては自民党政権が誕生し、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」など「三本の矢」を柱とする経済再生政策が平成25年度に打ち出され、ことし4月に消費税の増税があり、6月に新成長戦略が示され、国民が安心できる制度に再構築できるのか、成り行きを注視しているところでございます。

地方交付税については震災前の水準に戻った状況ではありますが、町税を初めとした自主財源の確保が難しい状況の中、国・県支出金の削減など、財政力の乏しい地方自治体にとっては、国の目的とする地方自治体の財政自立とは裏腹に厳しさを増す状況となっております。

このような財政状況ではありますが、「那珂川町総合振興計画後期基本計画」と「那珂川町過疎地域自立促進計画」に基づき、「豊かな自然と文化にはぐくまれ、やさしさと活力に満ちたまちづくり」を基本テーマとして、各種の施策を着実に推進してまいりました。特に、まちづくりの3大重点プロジェクトで、「情報通信基盤の活用推進プロジェクト」におきましては、ケーブルテレビを核とした地域高度情報化やネットワーク化の推進に取り組むとともに、町内無料電話である防災電話を各加入者宅に配置し、災害時の連絡、地域のコミュニティの形成に寄与することができました。

「自然・環境との共生推進プロジェクト」におきましては、「那珂川町環境基本計画」に基づき、「環境のまちづくり推進会議」を開催するとともに、「太陽光発電等設備導入補助制度」を継続して実施いたしました。さらに、光輝くまちづくりプロジェクトとして小川総合福祉センター防災型太陽光発電システムを整備し、小川総合福祉センターを災害時の拠点避難所とすることができました。

また、小砂地区が「日本で最も美しい村連合」に加盟でき、すばらしい地域資源を持つ地域が那珂川町にあることを全国に発信できました。また、宇都宮メディアアーツ専門学校との学官連携につきましては、環境教育用小冊子を作成するなど、各種の事業推進に努めまし

た。

「行財政改革推進プロジェクト」では、町として健全な行財政運営ができるよう「小さな行政」の実現のため、「第2次行財政改革推進計画」に基づき行財政改革の推進を図りました。

また、安心・安全なまちづくりを進めるため、小川小学校の校舎大規模改修工事を行うことで、薬利小学校と小川南小学校との統合をスムーズに行うことができました。また、町道76号線、一渡戸大鳥線の整備をすることにより、町道の危険箇所の解消を図ることができました。住民生活の利便向上のため、引き続きデマンドタクシーの実証運行と那須烏山市と共同で、コミュニティバス「馬頭烏山線」の運行を継続したところであります。

平成25年度に実施いたしました各種事務事業につきましては、お配りしてあります「主要施策の成果」に詳しく記載されておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

それでは、一般会計から順次決算の概要を申し上げます。

那珂川町一般会計であります。歳入の主なものは、第1は地方交付税で36億6,952万2,000円、第2は町税で20億1,896万9,017円、第3は国庫支出金で6億1,597万7,262円であります。

次に、歳出の主なものは、第1は民生費で18億6,112万5,250円で、障害者福祉、老人福祉などの各種の社会福祉事業、児童手当支給事業費や子育て環境を充実するための保育園費、児童措置費、母子福祉などの児童福祉費が主なものであります。

第2は教育費で、14億6,363万2,979円で、馬頭小学校体育館、小川小学校校舎大規模改修事業など、学校教育や社会教育及び社会体育の振興に要した経費などが主なものであります。

第3は総務費で、11億2,145万8,864円で、デマンドタクシーの実証運行などの交通対策事業、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金のほか総務管理費などが主なものであります。

その決算の内容であります。歳入総額91億2,537万4,503円、歳出総額84億6,201万6,802円で、歳入歳出差引額は6億6,335万7,701円、翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費等の繰越額として7,740万円で、実質収支額は5億8,595万7,701円となりました。

なお、実質収支額のうち地方自治法の規定による基金繰入額として3億円を財政調整基金に繰り入れました。

次に、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計であります。放送センターの管理運営を図るとともに各種のサービスを提供いたしました。



その決算の内容であります。歳入総額 3 億 9,366 万 7,585 円、歳出総額 3 億 8,239 万 1,357 円で、歳入歳出差引額は 1,127 万 6,228 円となりました。

次に、那珂川町国民健康保険特別会計であります。療養の給付のほか、健康管理センターを拠点とした各種健康診査などを行い、被保険者の健康保持増進のための各種の保健事業を積極的に推進いたしました。

その決算の内容であります。歳入総額 23 億 8,279 万 4,842 円、歳出総額 22 億 6,036 万 9,577 円で、歳入歳出差引額は 1 億 2,242 万 5,265 円となりました。

次に、那珂川町後期高齢者医療特別会計であります。高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、栃木県後期高齢者医療広域連合納付金の納付や健診事業を行いました。

その決算の内容であります。歳入総額 1 億 9,813 万 8,982 円、歳出総額 1 億 9,424 万 8,781 円で、歳入歳出差引額は 389 万 201 円となりました。

次に、那珂川町介護保険特別会計であります。65 歳以上の被保険者は 5,710 人で、認定者は、要支援 121 人、要介護 938 人、合わせて 1,059 人を対象に各種の給付、支援を行いました。

その決算の内容であります。歳入総額 17 億 1,122 万 1,966 円、歳出総額 16 億 6,173 万 3,604 円で、歳入歳出差引額は 4,948 万 8,362 円となりました。

次に、那珂川町下水道事業特別会計であります。馬頭処理区で健武地内の管渠工事として延長 348 メートルを実施いたしました。また、区域内の接続戸数は 375 戸となりました。小川処理区につきましては、接続戸数 875 戸で、施設の維持管理に努めました。

その決算の内容であります。歳入総額 4 億 1,930 万 8,727 円、歳出総額 4 億 990 万 1,361 円で、歳入歳出差引額は 940 万 7,366 円となりました。

次に、那珂川町農業集落排水事業特別会計であります。農業用用水の水質保全、環境の改善等を図り、北向田地区と三輪地区の維持管理に努めました。

平成 25 年度の経営状況は、接続戸数 230 戸、排水処理人口は 749 人、年間処理水量は 10 万 130 立方メートルとなりました。

その決算の内容は、歳入総額 7,086 万 4,453 円、歳出総額 6,917 万 6,081 円で、歳入歳出差引額は 168 万 8,372 円となりました。

次に、那珂川町簡易水道事業特別会計であります。簡易水道事業として設置されている 8 施設における水道水の安定供給及び施設の維持管理に万全を期しました。また、道路改良工事に伴う配水管の布設及び布設がえ工事や各種施設の整備事業を実施いたしました。

平成25年度の経営状況は、給水戸数2,863戸、給水人口8,471人に対し、67万6,368立方メートルを供給いたしました。

その決算の内容は、歳入総額2億826万5,418円、歳出総額1億7,160万5,313円で、歳入歳出差引額は3,666万105円となりました。

次に、那珂川町水道事業であります。上水道と東部地区簡易水道において、給水戸数3,225戸、給水人口9,368人に対し、給水量93万3,167立方メートルを供給するとともに、配水管布設がえ工事や各種施設の整備事業を実施いたしました。

収益的収支につきましては、収益は2億1,316万2,075円に対し、費用は1億7,785万2,898円で、純利益は3,530万9,177円の純利益となりました。

以上、那珂川町の各会計決算の概要を申し上げますが、これらの決算につきましては監査委員からの決算審査における意見書をいただいておりますので、あわせてご報告いたします。

ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第9号までについては、議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることとしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号までについては、議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることと決定いたしました。

ただいま、議員全員を委員とする決算審査特別委員会が設置されましたが、正副委員長がともに決定しておりませんので、委員会条例第10条第1項の規定により、議長名をもって、本日、本会議終了後、直ちに決算審査特別委員会を議場に招集いたします。

ここで、本会議の休会についてお諮りいたします。

9日から17日までの9日間は、決算審査特別委員会及び休日のため本会議を休会としたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、9日から17日までの9日間は、本会議を休会とすることに決定しました。

9日から17日までの9日間は本会議を休会といたします。

---

◎散会の宣告

○議長（大田市美君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時10分